

受理年月日	令和元年10月21日	所管委員会	経済振興委員会
番号	元年 陳情 第 12 号		
件名	種子保全に関する条例の制定、及び公共の種子を守る法律の制定を求める意見書議決について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 外 63人 77人 (元. 11. 27)		
分割送付	なし		
要旨	<p>日本の農業と国民の食生活を支えるために昭和27年に制定された主要農作物種子法が平成30年4月1日に廃止されました。</p> <p>同法では、主要農作物である米、麦、大豆の優良な種子の安定供給が、各都道府県に義務づけられていました。厳密な品質管理のもと、農家に優良で安価な種子が供給され、主要農作物の安定的な生産及び普及について国が責任を持つことで、国民は安心して食生活を送ることができました。</p> <p>しかし、同法が廃止されたことにより、国による農家に対する安定的な種子の供給が減退し、中小農家の撤退、種子の国外流出、外国企業の種子の独占、そして国民の食の安全性の損失が懸念されます。これは、本市の農業、農家、そして消費者にとっても重大な問題です。</p> <p>同法の廃止に当たり、参議院では附帯決議として、都道府県の財源確保、種子の国外流出の禁止、種子独占の弊害の防止などを求めています。</p> <p>よって、以下の事項について、県、衆議院及び参議院に意見書を提出するよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県が種子保全に関する条例を制定すること。</li> <li>2. 国が公共の種子を守る法律を制定すること。</li> </ol>		

主要農作物種子法廃止に関する陳情書

令和元年 10月15日



令和元年10月15日

福岡市議会議長

阿部 真之助様

陳情者

住所

[REDACTED]

[REDACTED]

代表者氏名

[REDACTED]

外 63 人

西暦 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

福岡市議会議長宛て

陳情者

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

電話番号 [redacted]

主要農作物種子法廃止に関する陳情書

陳情の要旨及び理由

福岡市議会は、福岡県に対して日本の種子保全に関する条例を求める意見書を審議、提出し、且つ衆参両院に公共の種子を守る法律を審議して提出していただきたい。

日本の農業と国民の食生活を支えるために昭和 27 年に制定された主要農作物種子法(以下種子法)は、平成 30 年 4 月 1 日に廃止された。

この法律では、主要農作物である米、麦、大豆の優良な種子の安定供給が、各都道府県に義務付けられていた。厳密な品質管理の下、農家に優良で安価な種子が供給され、主要農作物の安定的な生産及び普及に国が責任を持つことで、国民は安心できる食生活が送られてきた。

しかし、種子法が廃止されたことにより、国による農家に対する安定的な種子の供給の減退による中小農家の撤退、種子の国外流出、外国企業の種子の独占、そして日本国民の食の安全性の損失が懸念される。

これは、福岡市の農業、農家、そして消費者にとっても重大な問題である。

種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として「都道府県での財源確保」「種子の国外流出の禁止」「種子独占の弊害の防止」などが求められている。

上記の陳情書を提出する。